

かんたんな労務知識

本格的な春の訪れが待ち遠しい今日この頃、皆様いかがお過ごしでしょうか？
あと1ヶ月もすれば、新年度です。新年度といえば法改正が行われるタイミングですね。
今年も法改正の情報が届いております。身近なものから随時、ご案内して参りますのでご確認下さい。



健康保険料率・介護保険料率が変わります（H29年3月分～）

健康保険料率	9.97%	➡	<u>9.92%</u>
介護保険料率	1.58%	➡	<u>1.65%</u>

◆ 3月分からの変更ですが、給与での変更のタイミングの例は下記のとおりです◆
(一部対象外の会社有り)

未締め/翌月10日払い	⇒	<u>4月10日支払分</u> の給与から変更
20日締め/翌月10日払い	⇒	<u>4月10日支払分</u> の給与から変更
20日締め/当月末払い	⇒	<u>4月末日支払分</u> の給与から変更

※賞与については、支給日が3月1日以降のものから変更の対象になります。

給与計算に間に合うよう、随時、弊社より各個人分の社会保険料改定のお知らせを郵送させていただきます。
お手数ですが、ご確認下さいますようお願い致します。



4月からは雇用保険料率の引下げが予定されています！！

H29年3月1日現在、雇用保険法の改正案が国会に提出されています。
改正案が国会で成立した場合、H29年4月1日以降、雇用保険料の引下げ等の制度変更が予定されていますのでご確認下さい。

◆ 予定されている主な変更事項 ◆

- ① 雇用保険料率の引下げ (H29年4月1日～変更)
- ② 倒産・解雇等により離職した者の失業保険給付日数の延長引上げ (H29年4月1日～変更)
- ③ 育児休業給付の支給期間の延長 (H29年10月1日～変更)

お知らせ

お子さんが生まれる男性社員はいませんか？

生まれてから8週間以内に5日以上の子育て休業を取得させると受けられる…、そんな助成金もあります。
事前の届出等が必要になりますので、お早めにお知らせ下さい！！

【参考 … 出生時両立支援助成金（最高で60万円が支給されます。）】

上記内容でご不明な点は、ぜひ当方までお問い合わせ下さい。

詳細は、東海労務保険事務所まで TEL (0564) 53-0656